

1 背景とねらい

「新政策」において、「経営感覚に優れた経営体育成」や「経営形態の選択肢の拡大」がうたわれている。特に法人化については「経営管理能力、資金調達力、取引信用力及び雇用労働関係の明確化と労災保険などの適用による雇用労働者の福祉の増進や新規就農者の確保が容易になる」との観点からその具現化が期待されている。しかし、そのためには法人化のメリット、デメリットを明らかにし、どういう形態の法人化が望ましいかを明らかにする必要がある。

そこで経営形態や所得によって税や社会保険などの負担経費をシミュレートし、法人化の損益分岐なども検討できるシステムを開発した。

2 技術の内容

(1) システムの内容

本システムにより農家の経営形態別（個人〈白色申告、青色申告〉、法人）に、税引き前事業所得（以後事業所得という）と家族構成等を入力するだけで、所得税・地方税（県民税、市町村民税）・法人税等を算定できる。また、事業所得を連続的に変化させ、税等負担経費をシミュレートすることにより、事業所得の金額に応じた可処分所得額の算定ができる。さらに専従者給与等を変化させることにより納税額の検討も可能である。

(2) 使用方法と分析例

ア 前提条件の入力

- ① 事業所得と専従者の給与・賞与を入力することにより自動的に税や社会保険料が算定される。ここでの青色申告および法人の専従者給与は事業所得に一定の割合を掛けて算出しており、青色申告の場合は事業主33%・専従者67%、法人の場合は事業主30%、専従者50%、法人20%とした。また、専従者の年収の上限を800万円とした。
- ② 家族の人数、年齢、健康状況等を入力することにより、専従者と扶養者および扶養控除等が算定される。
- ③ 家族等の状況を変えずに専従者の所得配分率を連続的に変更し、可処分所得等の推移を検討する場合は、あらかじめ配分表を作成しておく必要がある。
- ④ 事業所得を連続的に変更してその負担経費や可処分所得を一覧表にする場合は、シミュレーションしようとする事業所得を事前に指定欄に入力しておく必要がある。なお、事業所得五百万円増加するごとに従業員を1人増やす前提で雇用に伴う社会保険負担経費をみた。

イ 分析例

上記の前提条件のもとでの経営形態別可処分所得等の試算結果は次のとおり。

① 税負担額の推移

事業所得1,000万円までの税負担額の推移をみると、事業所得が600万円を超えると白色申告の税負担が急に上昇していく。600万円未満では所得を分割することにより地方税の支払が多くなり、白色申告の負担が少なくなる。一方、青色申告と法人の場合を比べると、事業所得が800万円を超えれば法人の税負担は安くなる。

② 社会保険負担額の推移

個人で負担する社会保険は所得に関係なく一定額（国民年金、農業者年金）あるいは負担限度額が設定されており、事業所得が500万円を超えると一定額となってしまう。一方、法人の場合は給料に一定比率を乗ずる計算式のため、所得が多くなると際限なく増大していく。また、事業所得が増えると雇用が増加するので、それに伴う社会保険経費も増えていく。この例では事業所得が650万円以上になると個人の社会保険負担額を法人の負担額が上回るようになる。

③ 可処分所得の推移と法人化の損益分岐

青色申告と法人の家族全体の可処分所得の推移をみると、「法人成り」することによって事業所得800万円を超えると節税になるが、節税分を上回る社会保健料の負担が生ずる。事業の継続には雇用の確保が大事であり、社会保健制度の完備していない場合の雇用不安等のマイナス面を考慮すると、雇用が必要となる時点での法人成りを検討する必要がある。

この例では事業所得2,000万円前後で雇用が必要となるという前提で試算しているが、青色申告と法人との可処分所得の差が最も大きくなるのは2,500万円の場合で、その差は約200万円である。この差が多いか少ないかは地域の雇用情勢、法人に与えられている税制上の特例、社会的信用、事業の継続性、雇用の確保等を総合的な検討を加えて判断しなければならない。なお、事業所得が5,000万円を超えると差が少なくなり、雇用人数も多くなることから法人が有利といえる。

④ 可処分所得と専従者の給与

専従者の給与を変化させて可処分所得の推移をシミュレートすると、青色申告では専従者と事業主がほぼ同じ額になった場合の可処分所得が最大となった。一方、法人の場合は事業所得によって異なり、事業所得3,000万円の場合には専従者50%、事業主30%、法人20%であった。

3 指導上の留意事項

- (1) 税制、社会保健制度等が改定になった場合は税率や保険料等を変更する必要がある。
- (2) 家族労働の許容範囲を稼働人数×500万円（事業所得）とした。それを越えた事業所得がある場合は、事業所得が500万円増加するごとに雇用を1人増やすこととして社会保険等を計算した。ただし、白色申告や青色申告では雇用の社会保険等を考慮していない。
- (3) 税理士報酬は青色申告の場合1,000万円以上を対象とした。白色申告の税理士報酬はみていない。算定は東北税理士会報酬規定によった。
- (4) このシステムでは交際費・消費税の自動計上はしていない。
- (5) 法人には税制上の特例が認められており、該当する事項がある場合は事業所得から差し引くこと。
- (6) 赤字繰越等法人の長期的な経営メリットについては考慮に入れていない。
- (7) 家族の健康状態、年齢、扶養状況によって控除額が大幅に異なるので正確に入力すること。
- (8) 本システムを利用するにはパソコン（NEC9801等）および表計算ソフトロ-タス123（R2.3 J以上）、メモリ5.6Mb以上が必要である。